

調布市公園・緑地再配置指針(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成27年1月27日(火)～平成27年2月27日(金)
- (2) 周知方法 平成27年1月20日号, 2月5日号, 2月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所8階緑と公園課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくるす2階)
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで市役所緑と公園課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 65件(7人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	8件
第1章「指針についての基本的な事項の整理」に対する意見	0件
第2章「調布市の地域特性の整理」に対する意見	14件
第3章「現状と課題の整理」に対する意見	21件
第4章「基本方針の設定」に対する意見	1件
第5章「公園緑地再配置の考え方」に対する意見	9件
第6章「指針の推進に向けて」に対する意見	5件
資料編に対する意見	2件
その他(要望等)	5件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	パブリック・コメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。	ご意見のとおり、全文を掲載します。
全般	2	この(案)は、誰が、どのようなプロセスを経てつくられたのでしょうか？市職員と委託業者の「机上の作文」のように見える。市民のニーズ（市民意識調査だけでなく、利用実態）を十分調査して把握したような形跡が見られない。それでは、良いものが作れない。 P.79 「(3)市民参加の推進」とお題目のように書くだけでは意味がない。この指針の作成が市民参加で行われてなければ、そこから間違っている。そのような市職員の意識を変えないといけない。	本指針は、公園・緑地の現状について、台帳等の資料、過年度に実施した利用実態調査（行動観察・聞き取り調査）、過去1年間に担当課にお寄せいただいた要望等を踏まえて作成しています。また、検討の過程では、市民委員にもご参加いただいている環境保全審議会でご意見をいただき、市民ニーズを踏まえた指針となるよう努めています。
全般	3	公園・緑地の観点以外に、子育て（保育所の遊び場なども）、高齢者の健康維持や交遊などの観点をもっと記載すべきであるが、縦割り行政なのか、遊具のことなど狭いところに入り込むというか、枠を狭めている。とにかく視野の狭い、指針（案）である。	子育てや高齢者の健康維持等については、公園・緑地以外の部分も含めて検討する必要があるため、各所管課を中心に調布市保育総合計画、調布市高齢者総合計画等を策定し、取組を進めています。本指針は公園・緑地の再配置に関する基本的な考え方を示すものであるため、公園・緑地に関する記述が中心となっていますが、各所管課は連携しつつ各種の施策を進めていきます。
全般	4	利用者・人間の香りがしない。	本指針は、過年度に実施した利用実態調査や過去1年間にお寄せいただいた要望等を踏まえて作成しています。今後の事業の推進にあたって、市民の方のご意見を十分に反映しながら取り組んでいきます。
全般	5	指針とはいえ、現状をどう変えるのかが具体的でない。 財源についての記述がない。 また、日程、つまり見直し時期とされる、平成32年度までの（各年度ごとの）実施計画が示されていない。 画餅である。	本指針は、今後の公園・緑地の機能配置の方向性についての基本的な考え方を示すものです。財源については財政状況を踏まえつつ、優先性、費用対効果を勘案の上、調布市総合計画や毎年度の予算編成において検討してまいります。
全般	6	第2章など、無意味な情報がある。その一方で、必要なものがない。 第3章の内容も甘い。 若年層主体の公園等から、高齢者にも配慮するという狙いに沿った中身になってない。	第2章は、様々な側面から調布市の地域特性を示す基礎的な情報として記載しております。 本指針は、公園機能の再配置について総合的に定めた指針であり、若年層主体の公園から高齢者主体の公園への転換は、機能の再配置の一例として考えています。
全般	7	崖線の緑地についての検討がほとんどない。 人工の設備を備えた都市型の公園に偏った指針である。	本指針は、公園と緑地とで共通して発揮される機能があるため、公園・緑地を対象としていますが、遊びや健康づくりといった、主に公園で発揮される機能を適正に配置していくことを主眼に置いています。
全般	8	開発（住宅、道路など）によって緑地が減少することを防ぐ政策にすること	本指針は公園・緑地の機能配置についての考え方を示す指針です。開発に対する緑地保全については別途、緑の基本計画等に基づいて取り組んでいきます。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

第2章 調布市の地域特性の整理

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
2-1 調布市の概況			
5ページ	9	「京王線、国道20号、中央自動車道を中心とした市街地を形成しています。」とあるが、「中央自動車道を中心とした市街地」とは調布市のどこのことか？ 通常、高速道路を中心とした市街地が形成されないのではないかな？	調布市においては、市西部の調布インターチェンジで中央自動車道と国道20号が結節しており、周囲が市街化されていることから、このように表記していましたが、ご意見を踏まえ、「京王線、国道20号を中心とした市街地」と修正します。
2-2 自然的条件			
8ページ 2) 緑地の分布	10	表2-1 調布市内の緑地（平成22年3月現在） 4年前の緑の基本計画（平成23年3月）のデータそのものを載せるのではなく、この指針作成時点の最新情報（現況および緑の基本計画にもとづく将来推計）を載せること。現況については、この4年間に無くなった公園・広場などもあるから、違っているはずだ。 P.9の人口のデータは、平成26年7月、のものを載せている一方で、一番基本の緑地のデータが4年前のままというのは、この間データの更新をしていないかな？	本指針で対象とする公園・緑地以外を含めた緑地全体の現況は範囲が非常に広範であることから、緑の基本計画の改定等の機会を捉えて調査を行っており、平成22年3月のデータが最新のものとなっています。また、緑の基本計画ではみどり率および一人あたり公園面積の目標値は示していますが、緑地面積の将来推計は行っておりません。 なお、本指針の対象とする公園・緑地については、開設・廃止の状況を反映し、平成26年度末の開設状況を現況とみなして検討を行っています。
2-3 社会的条件			
9～12ページ 1) 人口	11	図2-6～図2-8 15歳未満、15～64歳未満、65歳以上の人口分布 年齢の3階層間の人口比率だけでは情報として不十分。 人口ないしは人口密度の図も載せないと各地域の公園の絶対量が見えない。	本指針では公園・緑地機能配置について定めるもので、人口に対する過不足については今後の検討課題とさせていただきます。
14ページ 3) 交通	12	・目的も理解せずにこの「3) 交通」を記載しているのではないかな？ たとえば、全市民が利用する総合公園等への市内の全地域からのアクセスを検討するのなら意味があるが、この(案)の記述では、ほとんど意味がない。削除したほうが紙の節約になる。	第2章は、様々な側面から調布市の地域特性を示す基礎的な情報として記載しております。
	13	「南北方向には鶴川街道、武蔵境通り等の整備が進められています。」と記しながら、図示していないのは不可解です。 中央自動車道、国道20号、品川通りの3本の道路のみが描かれた図が、他のページにおいても多用されているのは、あたかも、現在、南北方向の道路が皆無であるかの誤解に導きます。 品川通り（調布3・4・10号線）の延伸計画については、「緑の拠点」「緑の軸」として挙げられている国分寺崖線を破壊し、取り返しのつかない環境変化をもたらす危険があることを指摘し、重大な注意を払うべきです。	ご意見を踏まえ、南北方向の主要な道路として鶴川街道、武蔵境通りを図に記載します。 国分寺崖線については別途、緑の基本計画等に基づき保全の取組を進めていきます。
	14	・南北方向の鶴川街道、武蔵境通り等を図2-10に記載すること。	
	15	・「東西方向」、「道路は国道20号、品川通り、鉄道は、品川通り、が主要な交通ルートとなっています。」とあるが、「品川通り」を「品川通り+狛江通り」に改め、狛江通りを図2-10に追加すること。	
	16	「調布市の交通は東西方向に発達していて道路は国道20号、品川通り、鉄道は京王線が主要な交通ルートとなっています。」とあって、地図にもこの3本のみが表記されていますが、実際は鶴川街道、武蔵境通りも整備されていますし、南北方向を結んだ道路も同様に表記するのが正確なのではないでしょうか。	
15ページ 4) 市民の生活圏	17	タイトルは「4) 市民の生活圏」だが、中身は小中学校区の説明にすぎない。公園と子どもの関係の現状把握・分析にもなったない。この指針で、若年層主体の公園等から高齢者にも配慮するという見直しの狙いがあるのなら、「高齢者の生活圏」についても記載すること。	小学校区及び中学校区が地域コミュニティを形成している現状があることから、このような表記をしています。 高齢者の生活圏域については、調布市高齢者総合計画を踏まえて進めていきます。
17ページ 5) 文化財	18	この指針(案)に「5) 文化財」を載せる意図が理解できない。また、同じ文化財でもピン（例えば、深大寺）からキリ（例えば、仙川一里塚）まである。不要な情報に近い。	調布市内の文化財のうち、建造物や遺跡、樹木等については近接する公園・緑地がある場合は文化財の景観等に配慮する必要があると考えられることから、文化財の分布状況を掲載しています。

19ページ 7) 上位関連計画 (1) 都市計画マスタープラン	19	<p>■実現のための施策①②③「未利用地等の活用」について 若葉町1丁目・実篤公園南東側で売り出されている民有地を市で購入して、公園を拡張すべきです。 公園内の池の枯渇の不安に対して、隣接地が確保されれば、水源涵養になり、実篤公園際に設置されている看板の「雨水浸透ます設置効果」に優る効果があるはずです。 若葉町3丁目第1緑地と第4緑地間の民有地が売り出されているのを、市で購入して、「p. 20図2-16」に図示されている「崖線と一体となった緑の軸」として保全活用すべきです。 双方とも、国分寺崖線の一部であり、(p. 19)「3)利用者ニーズ(3)市内に欲しい公園等」で最も希望の多い「自然がいっぱいの公園」を充実することになります。また、p. 52の「図3-32自然型機能の配置状況」における、「緑の拠点」「緑の軸」を維持・充実して、調布市のイメージアップにつながります。 双方とも、すでに現所有者が不動産業者を通じて売り出しているものであり、無理なく買収・市有地拡張が可能な物件です。 可能なところから、実現していくことを望みます。</p>	<p>本指針では、公園機能等の再配置の基本的方針を示すものであり、個別具体の事業計画を定めるものではありません。 なお、国分寺崖線樹林地等の用地買収は、既に公有化している樹林地等と隣接する等、連続性を確保する上で特に重要な崖線樹林地や、景観上重要な樹林地について、その時点での財政状況等を含め総合的に判断しています。</p>
	20	<p>■実現のための施策⑤「京王線連続立体交差事業により生み出された鉄道敷地を活用し、中心市街地における緑地空間の整備を進めます。」について 「p. 20図2-16」に「鉄道上部を利用したにぎわいと環境の調和」とありますが、調布駅周辺の鉄道敷地の一部を、ビルの林立ではなく、緑(芝生、植込み、花壇、ベンチ、散策路など)あふれる「駅前」にすることを求めます。 「7)上位関連計画(1)都市計画マスタープラン■基本方針1」に掲げる「武蔵野の限りある水と緑の環境を積極的に守り育て、調布らしさ」を実現することであり、都心・二十三区に隣接しながら緑の豊かな地域としての調布の評価を高めると思います。</p>	<p>鉄道敷地利用につきましては、平成17年3月に公募市民等で組織された鉄道敷地利用検討会から「歩行者を主体とした緑と賑わいのある空間」とする提言を頂き、平成21年度に策定した「中心市街地デザイン・コンセプト」を踏まえ、基本的には連続した緑道として整備することとして検討を進めております。 平成24年度には、市が利用する範囲と利用用途を定めた基本方針図を取りまとめました。その後、市民の皆様からの様々なご意見を踏まえ、平成25年度に一部変更を行い「鉄道敷地利用計画図」として、最終の取りまとめを行いました。今後は、平成27年度から平成36年度までの10年間で、段階的に整備を進めていきます。 それぞれの場所の詳細については、市民の皆様からのご意見等を参考にしながら、今後検討していく予定となっております。</p>
21ページ 7) 上位関連計画 (2) 地域防災計画	21	<p>公園・緑地が地域防災計画の広域避難場所や一時集合場所の役割を果たしているかみることがこのページの意図であろうから、 ・図2-17の広域避難場所(赤●)に、施設名(XX中学校など)を追加すること また、公園・緑地がそれ以外か区別できるようにすること。</p>	<p>ご意見のとおり、施設等の名称を図中に記載します。なお、広域避難場所のうち公園・緑地は本文に記載したとおり、都立神代植物公園、多摩川河川敷となっております。</p>
	22	<p>・図2-17に一時集合場所を青◆などで追加すること。また、公園・緑地がそれ以外か区別できるようにすること。</p>	<p>調布市では避難時の一時集合場所として公園、農地、空地等のオープンスペースが利用されることを想定しています。具体的な場所については、地域の状況に応じて自治会等で指定していただいています。</p>

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

第3章 現状と課題の整理

案	No	御意見等の概要	市の考え方
3-1 現状の公園等整備状況の把握			
22ページ 1) 公園等の整備状況	23	・図3-1に一人当たりの面積の推移を載せること（H22.3現在で約5.48m ² /人とあるが）。	図3-1は、本指針の対象となる市立の公園・緑地のうち、公園、児童遊園等の整備状況の推移を表すものです。緑の基本計画の一人当たり公園面積は参考として記載していますが、本文に記載したとおり、計画対象外の都立公園等の面積を含んだ数字となっています。
	24	・現状だけでなく、将来（平成32年の目標 5.50m ² /人）も載せること。	本指針は、公園の機能配置についての基本的な考え方を示すものであるため、その参考として現況を記載しています。
23ページ 2) 公園等の配置状況	25	・「市立の公園・緑地は南部地域に多く、北部・東部・西部地域はやや少なくなっています。」との記述の根拠となるデータを記載すること。東西南北別の①箇所数、②面積、③人口、④一人当たりの面積。 ・なお、全市民対象のものを含める・含めないデータを。	39ページの表3-10に示したとおり、公園・緑地の箇所数は南部地域が110箇所と最も多く、次いで東部地域が89箇所、北部地域が61箇所、西部地域が59箇所とやや少なくなっています。なお、複数の区域にまたがって所在する公園・緑地があるため、合計は307箇所に一致しません。
25ページ 5) 公園等の誘致圏	26	「仮に、供用区域の全部が借地である公園・緑地において借地を所有者に返還した場合、」という記述があるが、これは重要事項であり、「公園・緑地の誘致圏」にこっそりと隠すように書くべきものであってはならない。こんな馬鹿な試算（だけ）をすべきでない。考え方が間違っている。 まず、公園の所有形態といった項を設け、借地のものがどの程度（箇所数、面積など）あるのか、データを市民に示すべきである。 入間町2丁目の糟峯神社のそばの、ボール遊びもできる広場が、市が購入しなかった・できなかったために、残念なことに住宅地になってしまった。緑の保全基金、補正予算などで購入できたのではないかと市ができなくても市民に呼びかければ、トラストやふるさと納税などで購入できるのではないかと。 「借地を所有者に返還した場合」を想定する場合、誘致圏だけでなく、その他の指標にも影響するはずだ、面積、一人当たり面積など、それらについても試算すること。 最後になったが、一番重要なことは、「借地を所有者に返還した場合」というような試算をするのではなく、「借地を所有者から市などが買い上げた場合」の試算をすることである。不要不急の予算（道路整備など）から充当すればよいし、市民に呼びかければよい。政策の方向が180度間違っている。公園・緑地は、子育ての、また、高齢者のための、防災などなどの役割をもつ、重要なインフラである。既存の（路上）駐車場がわりになっているような道路をつぶして、公園に造りかえる時代に来ている。発想を転換すべきである。金はある。正しく使うためなら、金はいくらでも出てくる。	現況としてお示ししている公園面積等の数値は、借地により開設している公園・緑地も含めていきますので、市が取得した場合でも数字の変動はありません。指針では既に借用している現在の状態を基準とした記述となっているため、5行目以降の文章を「次頁に、全域が借地である公園の誘致圏を除いた場合の誘致圏を示しました。借地により公園を開設することで、用地取得（一部借地を含む）による公園整備だけの場合に比べ、身近な公園をご利用いただける地域が増加したことがわかります。」と修正します。 なお、本指針は公園・緑地の配置に関する基本的な考え方を示すものですので、公園用地の取得方法については、今後の検討課題とさせていただきます。
3-2 利用者ニーズからみた改善点の把握			
27ページ 1) 公園実態調査の実施 2) 公園の利用状況	27	公園82箇所、児童遊園98箇所、仲よし広場35箇所の調査結果だが、大人の利用度が多いのは、「犬の散歩」や「通過」だとしたら、公園に留まっている時間の長い子どもの利用との違いを示すデータ、「滞在時間」や「人・時間」的なデータも必要である。	公園等実態調査の結果は多岐にわたることから、本指針では利用者のニーズを把握するために必要な情報を抜粋して掲載しています。 属性別の滞在時間等、本指針に含まれていない集計結果を掲載した公園等実態調査報告書を、緑と公園課の窓口でご閲覧いただけます。
	28ページ 2) 公園の利用状況 (3) 公園等の利用目的	28	「犬の散歩」が非常に多いことがわかります。実際に、犬の散歩をする人の割合は急増していると思います。これは大きなニーズと考えた方が良いでしょう。むしろ第5章に挙げられている機能のひとつに加えた方がよいのではないかとさえ思います。 東西南北の4つの地域に、いくつかずつ「ペットのための公園」を配置するということを想像してみました。 「ドッグラン」と決めつけてしまう訳ではないのですが、主たる目的がペットのためというニュアンスです。 ペットを飼っていない、飼えない人たちも動物と触れ合う機会を得られるのではないのでしょうか。 清掃や管理は利用者たちに任せてみたら、案外良いかも知れません。 そこでのルールやマナーが、他の一般公園でのマナー向上に結びついていけばなおのこと結構です。

<p>29ページ 3) 利用者のニーズ (1) 公園に欲しい施設</p>	29	<p>第3章の3) 利用者ニーズP.29の(1)公園に欲しい施設のグラフで、「その他」がかなり多い訳ですから、記述式であったならどんなニーズがあったのか知りたかったと思いました。 また、調査対象となった公園等、計215箇所の総合計の数字をグラフ化したものなので、公園のタイプ別の利用者数の変化なども知りたかったと思いました。 いくつかのグラフから読み取れたことは、公園の利用者は、①便利で行きやすい場所に、②ある程度自然が豊かで、③しかも落ち着ける場所を求めていることがうかがえました。 すなわち、近所の公園でも②③が満たされるようであれば、利用が高まるとうことだと思えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、主な内容を、29ページに追記しました。 また、公園等実態調査の結果は多岐にわたることから、本指針では利用者のニーズを把握するために必要な情報を抜粋して掲載しています。 詳しい集計結果につきましては、公園等実態調査報告書を緑と公園課の窓口でご覧いただけます。</p>
<p>34ページ 4) 利用者からの要望 (通常業務におけるもの)</p>	30	<p>公園内をノーリードで犬を散歩させている飼い主が多いので、ドッグランを適地に配置し、それ以外の公園ではノーリード禁止に係る周知および警告を徹底すること。 違反者が多い場合には、犬連れ禁止とすることを検討すること。</p>	<p>都立神代植物公園の整備予定地にはドッグランが設置されていますが、調布市が所管する公園・緑地は比較的狭小な公園が多く、ドッグラン等の施設を配置することは現状では困難です。 市内の公園・緑地ではペットを連れての利用は制限をしていません。ただし、ペット連れでの利用マナーを順守していただくよう、普及啓発に力を入れていきます。</p>
	31	<p>都立の公園に対しては、調布市からもノーリード禁止に係る周知および警告を都に継続して申し入れを行うこと。</p>	<p>都立公園では、東京都が定める「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、ドッグラン等の施設以外の場所ではノーリード禁止となっています。</p>
	32	<p>・「通常業務におけるもの」とはなにか？また、それ以外のものは何で、何件くらいあったのか？</p>	<p>本項では、前項の公園等実態調査による市民ニーズの把握に対し、施設の点検や窓口対応等の日常業務の中で市民の皆様からいただいたご要望等を整理したものです。</p>
	33	<p>・「その他の利用マナーの問題等」71件。46.7%の主な内容は何か？「利用者からの要望」だけでなく、「近隣住民からの苦情」も含まれているのではないか？</p>	<p>その他の内容には、日中・深夜の公園利用者による騒音や、施設の不適切な使用、一部利用者による未許可での一時占用等の、様々な状況に対してのご意見・ご要望が含まれています。</p>
<p>3-3 公園機能別にみた配置状況の整理および地域特性の評価</p>			
<p>36ページ 2) 地域別に見た特性 整理の方法</p>	34	<p>上石原は南北に長いのでこれをまとめて一つの地域として公園面積を評価するのは適切とは思えない。特に上石原1丁目と2丁目の間には京王線の線路があり、「誘致圏」が分断されていることを加味しなくてはならないはず。 上石原の公園面積は高架下公園が含まれているが、これを通常の公園と同等のものとして捉えるには無理がある。我々が公園として普通の感覚で捉えているのは、草木があり、空が見えて、休日には家族でお弁当を広げたりボール遊びが出来たり日光浴ができたという、生活にゆとりと彩りを与えてくれる空間である。 高架下の公園は確かに遊具があるが、薄暗く、地面は全て舗装されており寒々しい空間で、公園というよりは高速道路の下の空き地に毛が生えた程度ではないのか。雨によって汚れが洗い流されることもないので非常に不潔でもある。 この一帯は甲州街道を渡って西町公園まで行かないとオープンエアの公園はなく、多くの方は仕方なく高架下の公園を使用しているというのが実態だと思う。 従って①高架下公園の面積カウントは通常の公園よりも比重を軽くすべき。②他に適切な通常の公園の整備を行う。③現在の高架下公園をより快適な空間とするような工夫を本格的に検討する。を再配置指針に盛り込むことを期待します。</p>	<p>線路等の要素を区域の境界に含めた場合、狭小な区域が多数になり評価が偏るため、ある程度の広さを持った区域を一律の条件下で評価をしています。 高架下の児童遊園を含め、公園・緑地は面積、設置施設が様々であり、一概に高架下の児童遊園が他の公園・緑地に比べて悪い環境であるとはいえません。また、高架下にあることで天候を問わず利用できることが利点であると評価していただくこともあります。そのような観点から、本指針では高架下の児童遊園は他の公園・緑地と同様に扱っています。</p>
<p>39ページ 2) 地域別に見た特性 整理の方法 (2) 区域ごとの公園・緑地の箇所数・面積</p>	35	<ul style="list-style-type: none"> 表3-10に①人口、②箇所数/人口を追加すること 表3-11に①人口、②合計面積/人口を追加すること 表3-11に面積の単位を追加すること 	<p>本項では参考として各区域・公園等の種別ごとの箇所数、面積を記載していますが、公園の誘致圏は周囲250mから市全域と幅広く、一人当たりの数値とした場合は偏りが大きくなるため、一人当たりでの数字は記載していません。 表3-11の面積の単位についてはご意見のとおり修正します。</p>

<p>53ページ 3) 機能別の配置状況 (6) コミュニティ型</p>	<p>36</p>	<p>「夏祭り等のコミュニティ活動に利用できる広場と水道のある公園・緑地は、」とあるが、「コミュニティ機能のある公園」の定義を示すこと。夏祭り等に利用できる条件を示すこと。トイレの設置は必要条件ではないのか？</p>	<p>各機能の評価項目および評価基準を35ページに記載しています。コミュニティの形成に寄与する活動には、花いっぱい運動等の小規模なものから地域の夏祭り等の比較的規模の大きなものまで含まれると考えられます。こうしたコミュニティ活動をより実施しやすくなる施設として広場および水道（水飲み場またはトイレ）を有する公園・緑地をコミュニティ機能のある公園・緑地として評価しています。</p>
--	-----------	--	--

3-4 公園の全般的な課題及び地域別課題の整理			
56ページ 1) 公園・緑地の全般的な課題 (1) 遊び型機能の適正な配置と維持管理	37	維持管理は安全管理の面から重要なものであり、適正な配置と区別して、独立した項目として記述すること。意識が低すぎる。必要な予算を要求すること。死傷事故などが起きてからでは遅い。管理責任を問われる。「安全第一」の指針(案)になっていないことが大きな問題である。	本指針は機能の配置についての基本的な考えを示すものであるため独立した項目としては記述しておりませんが、公園遊具とトイレについては本文にあるとおり平成23年度に「調布市公園施設長寿命化計画」を策定し、施設が老朽化等により破損する前に施設の塗装や補修を定期的に行うことで利用者の安全確保やコスト縮減につなげる予防保全の取組を推進しています。 その他の施設についても、安全確保に十分留意しながら定期的な点検等を実施し、維持管理に努めています。
56~57ページ 1) 公園・緑地の全般的な課題 (4) 自然とのふれあいの場 (5) 生きものの生息空間の確保	38	「市民との協働による維持管理に取り組んでおり、崖線樹林地のいくつかは市民グループにより保全管理されています。しかし、管理の担い手の減少や宅地開発等により、樹林地の維持が難しくなっています。」について 保全管理に参加している市民の一人として、「協働による維持管理」が行われている事実をもっと広く知らせること、そして新たな参加者を募る広報がさらに必要であると思います。	現在、市報や市のホームページにより市民の方との協働による維持管理について広報を行っていますが、今後より一層の広報を実施するとともに、皆様のご協力をいただきながら緑の基本計画に基づく緑地保全の取組を推進します。
	39	「樹林地の維持が難しくなっています。」だけで終わらずに、「金、物、人、PRを積極的に行う」ことを記載すること。	
	40	「調布市では崖線樹林地を重要な緑の骨格と位置づけ、市民との協働による維持管理に取り組んでおり、崖線樹林地のいくつかは市民グループにより保全管理されています。しかし、管理の担い手の減少や宅地開発により、樹林地の維持が難しくなっています。」とありますが、緑地の保全については、都市計画審議会において保存樹林制度、都市緑地保全法、補助事業、規制誘導策や条例を整理して対応ができるのではないかと提案がなされています。課題への対応策も示されると良いと思います。 又、東部地域の国分寺崖線では都市計画道路との問題があることも明示した方が、市民への環境意識を喚起するためにも良いのではないのでしょうか。	
58ページ 1) 公園・緑地の全般的な課題 (8) 利用者のニーズ等から見た課題 ②公園・緑地での喫煙	41	子どもや高齢者が利用する場所である。受動喫煙の観点からは「全面禁煙」にすること。分煙などありえない。計画策定者が喫煙者ではないか？	調布市では平成25年度に「調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針」を定め、公共施設は原則禁煙としています。本指針ではこの考え方に準じて、狭小な公園・緑地を中心に禁煙等の措置を検討することを基本的な考え方として定めております。 なお、具体的なルールについては、これまでに公園等の公共空間における禁煙措置を実施した自治体の、実施後の経過等を踏まえながら慎重に検討を進めてまいります。
58ページ 1) 公園・緑地の全般的な課題 (8) 利用者のニーズ等から見た課題 ③より適切な維持管理	42	「管理状態を十分に保つことができず、利用者がほとんどいない公園・緑地が一部に存在しています」とあるが、 ・市が管理を怠って、市民からクレームが来ていることを、まるで他人事のように記述している感覚が理解できない。 ・どの公園・緑地か示すこと。そのうえで、市民をまじえて、検討すべきである。	維持管理に関することと、利用者の少ない公園があることを一つの文書として表記していたため、紛らわしい文書となっておりますので、分かりやすいように分けて表記しました。
61ページ 2) 地域別の課題	43	東部地域の若葉町と入間町の都市景観の評価がどちらもBとなっていますが、国分寺崖線の緑地の多いこの地域は景観資源としての公園の連なりとして記されています。ですのでこの評価はAになるのではないのでしょうか？	崖線緑地を景観資源として捉えた場合の誘致圏の面積を基に定量的に評価したところ、わずかな差ではありましたが、評価がBと判定されました。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

第4章 基本方針の設定

案	No	御意見等の概要	市の考え方
4-2 再配置の基本理念・基本方針			
63ページ	44	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地だけでなく、自宅からそこに行くまでの道路が安全であることや快適であることを含めるべきである。 	道路の安全確保・快適な歩行空間の形成については、緑の基本計画に基づき、道路部局と連携して取り組んでいきます。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

第5章 公園緑地再配置の考え方

案	No	御意見等の概要	市の考え方
5-1 機能別の配置方針			
65ページ	45	トイレの設置の是非を検討すること	公園トイレ、公衆トイレのあり方、市内での設置については公園・緑地以外の公共・公益施設を含めて検討する必要があります。 また、公園トイレについては、一定規模以上の公園に設置することを検討していますが、実際の設置にあたっては近隣の方のご理解が必要と考えています。
65ページ 1) 遊び型	46	<p>第5章 P.65～の5-1に挙げられている機能の中で、少し気になったところがあります。遊び型が第一に挙げられており、公園と言えば子どもたちの遊び場というのが一般的な認識ではありますが、昨今の社会状況からみても、子どもたちが公園で遊んでいる姿は悲しいかなあまり見られなくなりました。</p> <p>平日の放課後は、児童館や小学校内のユーフォーで過ごす子どもも多く、一緒に遊べる友だちが少ないと、親も安心して外へ遊びに出せないということもあります。</p> <p>つまり、公園を作り替えただけでは、たとえ子どもたちが遊びたくても十分に活用されない可能性もあるということです。</p> <p>ですから、この項では、保育園や幼稚園、または小学校の教育活動の場としての活用をも考えに入れた方が良いのではないかと考えたのです。</p> <p>具体的に言うと、保育園児たちの日常のお散歩や遊びの場所として、園庭以外に安心して過ごすことのできる公園を考えたとき、いくつかの条件を並べるとしたら、①木陰があって夏場でも安心 ②ペットの散歩は遠慮して欲しい ③安全な遊具で楽しめる ④そこへのアクセスに危険がない などがあると思います。</p> <p>また、小学生がたまに外でランチをしようとか、季節の観察をしようなどの教育活動をするのに適した公園を考えてみた場合も、①木陰があって夏場でも安心 ②植栽が多種多様であるが、よく手入れされている ③環境教育や公の利益、マナーやルールを学ぶ場となる など目的も広がります。</p> <p>もちろん、大型遊具やボールの使用ができる公園の配置が子どもたちにとって望ましいことであることは間違いありませんが、小規模な場所も前述のような考え方を盛り込むことによって、より一層子どもたちのために生かすことができるのではないかと考えたのです。</p>	公園利用者の年齢層や利用の仕方は、ライフスタイルの変化等により、従来と比べて大きく変わってきています。公園の再整備にあたっては、地域の状況を踏まえたうえで、幼児から高齢者まで、幅広い利用者が十分に活用できるよう、施設の整備だけでなく、利用ルールについても検討します。
65ページ 2) 健康づくり型	47	<p>近年調布市の人口比率を見て65歳以上の高齢者比率が25%以上（4人に1人）と聞いていますが、高齢者の健康維持が難しい様です。そこで公園の活用を従来型の砂場、ブランコ、スベリ台等の子供を中心とした配置ですが、別に鉄棒やストレッチができるベンチといった健康器具が配置出来ればと考えます。近所の公園に高齢者の参加が見込まれ健康維持に活用できれば公園をサロンに、高齢者の健康にとっては社会との交わりが大切。公園がその拠点になればと（大人だって公園デビュー）</p>	ご意見のとおり、年代を問わず公園での健康づくりに対するニーズは社会的に高まりつつあることから、公園・緑地への健康遊具の設置等、健康づくりの機能向上に取り組んでいきます。
65ページ 3) スポーツ型	48	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民との調整を図ること ・例えば「バスケットゴール」が子どもの要望にあっているか、また、騒音など近隣迷惑にならないか検討すること 	調布市の石原小前公園では、市民参加により整備する施設、運用ルールを定め「ボール遊びができる公園」としてご利用をいただいています。 今後も、地域の方と調整を図りながら、適切な施設配置、運用ルールの作成を進めていきます。
66ページ 6) コミュニティ型	49	<p>どんなタイプの公園に関しても、地域の利用者が積極的に維持管理に関わって行くことが、望ましいことなのではないかと思えます。</p> <p>その理由は、独居の高齢者が屋外での活動をする場を持つことによって、健康と体力と人間関係の維持が期待できることです。親子、青年層、シニア世代等の交流が図れて、地域の人とのつながりが生まれることも期待できます。</p> <p>公園・緑地を中心としたさまざまなグループは、公園・緑地を快適な場として保つ努力をするだけでなく、ルールやマナーをも自然に身につけていくことができるような気がします。</p> <p>P.17の文化財と組み合わせることも効果的だと思います。郷土の歴史や伝統に触れ、郷土に愛着をもつようになるでしょう。</p> <p>ですから、市はコミュニティ活動を刺激促進するような施策に力を入れてほしいと思います。</p>	近年、公園・緑地を多様な年代の方が公園・緑地を利用することによる効果として、地域コミュニティの形成や子どもの安全性の向上等への期待が高まりつつあります。調布市においても現在、公園・緑地での花いっぱい運動や維持管理活動を市民参加で行っていただいています。今後より一層の広報を実施するとともに、皆様のご協力をいただきながらコミュニティ活動支援の取組を推進します。

5-2 その他の配置方針			
67ページ 2) 公園・緑地における喫煙・禁煙の設定	50	<p>「●受動喫煙の防止を図る観点から、児童遊園等の禁煙を検討します。」とあるが、児童遊園だけでなく、高齢者も全ての人や犬なども受動喫煙から守られるべきである。</p> <p>また、「検討します」といった、やらなくてもすむような用語でなく、「禁煙にします」と指針に示すこと。喫煙を許容することは、たばこの煙アレルギーの人や正しい知識・意識を持った子どもなどを公園等から排除していることを忘れないでください。</p>	<p>調布市では平成25年度に「調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針」を定め、公共施設は原則禁煙としています。本指針ではこの考え方に準じて、狭小な公園・緑地を中心に禁煙等の措置を検討することを基本的な考え方として定めております。</p> <p>なお、具体的なルールについては、これまでに公園等の公共空間における禁煙措置を実施した自治体の、実施後の経過等を踏まえながら慎重に検討を進めてまいります。</p>
	51	公園・緑地は、健康、ポイ捨て、治安、および火災防止の観点から、敷地内禁煙もしくは分煙とすること。	
	52	<p>遊び型（一般遊具）機能を有する公園・緑地については、遊具で子どもが遊ぶことが想定されることから、調布市子ども条例喫煙所を設置する場合には遊具から最低20m以上離すこととし、もし20m以上離すだけの広さがない場合には、敷地内禁煙とすること。</p> <p>※タバコ煙の有害物質は15mは飛散すること、および灰皿から5mは拡がって喫煙する習性を鑑みて最低20mが妥当と考える。</p>	
	53	健康遊具のある公園については、その設置目的から敷地内禁煙とすること。	

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

第6章 指針の推進に向けて

案	No	御意見等の概要	市の考え方
79ページ (2) 公園・緑地以外の公共施設との連携	54	・「本指針で示したスポーツ機能のように」とあるが、どのページに示されているか？	50ページに、スポーツ施設を有する公園・緑地の誘致圏と、公園・緑地以外のスポーツ施設の誘致圏による機能の補完状況を示しています。 また、本文の表記を「スポーツ型機能」に修正します。
	55	・「スポーツ機能」はどのようなものか？	35ページに、スポーツ型機能の概要および評価基準を記載しています。
	56	・学校の校庭の利用を検討すべきである。	調布市では「調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則」に基づき、子どもの遊び場やスポーツ利用の場として小中学校の校庭、体育館等を開放しています。
79ページ (3) 市民参加の推進	57	第6章(3)の「市民参加の推進」は重要なことだと思います。 私の経験では、崖線緑地のワークショップが始まってから4～5年の間は、担当課から若い職員の方が、日曜日の活動にも関わらずによく参加してくれて文字通り「協働」していましたが、その後活動が低迷したせいでもあるかも知れませんが、こちらから要望しない限り、担当課からはほとんど何もアクションがないという状況が続きました。 ここ数年は両者の関係が良好であると感じています。 市内の300を超える公園・緑地を全て満足に管理することは、担当課の職員だけでは不可能ですから、大いに市民の力を有効活用したら良いのではないかと思います。	調布市では緑の基本計画に定める取組の推進にあたり、市民の方のご協力をいただきながら、崖線緑地の維持管理活動、公園・道路等における花いっぱい運動、公園でのボール遊びに関するルール検討等を進めてきました。 今後も、調布市の緑の保全や緑化等を推進し、よりよい環境を形成していくため、市民の方のご協力をいただきながら、各種の取組を進めていきます。
	58	公園・緑地などは、その関係者(利用者や近隣の人など)と定期的な意見交換を行うことから始めるべきである。また、市主導でなく、市民(利用者等)主導で行うべきである。 市民参加の推進については、最後の最後にたった3行ほどで書くようなものではない。市職員の意識改革が必要。	

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

資料編

案	No	御意見等の概要	市の考え方
80ページ 対象公園・緑地一覧	59	一番役に立つ情報だが、必要な情報が欠けている。少なくとも以下の情報を追加すること。 ①面積、 ②P.24の図3-4及び表3-2公園等の整備形態の「項目」、 ③利用対象人口(想定)(できれば年齢層別)、 ④一人当たり面積(①/③) ⑤利用・所有形態(市有地、借地など) ⑥利用者数(図3-7、図3-8など) ⑦課題(P.60の課題を公園別に)	ご意見を踏まえ①面積、②整備形態、⑤所有形態、⑥利用者数を項目として追加します。 その他の項目については③利用対象人口④一人当たり面積を算出することは困難なため、今後の検討課題とさせていただきます。⑦課題については地域ごとの概況を示したものであり、公園別の課題については今後、地域の方のご意見をうかがいながら検討していきます。
	60	A3サイズの調布市(全体または地域別)の地図を追加し、そこに資料編の表にあるNo.1～306の公園等を載せること	ご意見のとおり、地図を追加します。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

その他(要望等)

案	No	御意見等の概要	市の考え方
通学路等の街路樹の拡充について	61	「水と緑のネットワークの形成」を謳っているのですから、真夏の炎天下を下校する子どもたちの通学路も点検し、通学路や、病院・医院のある道路沿いに街路樹を増やしていく工夫が欲しいと思います。 狭い道路の両側に木を植える場所があるわけではないのは当然ですが、互い違いに間隔をおいて植えることは可能かも知れないし、車道が多少蛇行することによって、路上駐車やスピードの出し過ぎを抑制することにもつながります。 ひいては街の景観の向上、ヒートアイランド現象の緩和にもつながることになるかもしれません。	水と緑のネットワークの形成については、調布市緑の基本計画において、都市計画道路等を中心に街路樹等による緑化を推進すること、緑化により商店街や通学路で快適な歩行空間の形成を図ることを定めています。今後も関係課等と連携を図りながら、水と緑のネットワーク形成に取り組んでいきます。

公園・緑地に関する普及・啓発について	62	<p>最後に、街の緑化推進や環境改善を目指すことに反対の人はいないと思いますが、隣接の学校の落ち葉に苦情を言って木を切らせたり、わずかな空き地の雑草に除草剤をまいたりするのも、部外者には口出しできる問題ではありません。木を切るなど言いたいのではなく、市民はその価値や適正な剪定や管理の方法をもっと知るべきであるし、市は知らせるべきだと思うのです。</p> <p>公園・緑地の再配置をすることと平行して、市民の意識改革もしていくことができれば、それは本当に素晴らしいことだと思います。</p> <p>意識改革には学びの場が必要です。公園・緑地はその学びの場にもなり得るのだということを、この指針の中に是非盛り込んでおいて欲しいというのが私の願いです。</p>	<p>緑の基本計画では、緑の保全や緑化を推進するための普及啓発の取組として、花いっぱい運動、緑と花の祭典の開催、雑木林塾、樹木せん定入門講座、生垣新設補助制度の推進等を掲げて取り組んでおり、今後も、花や緑に関する情報提供の充実に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見を踏まえながら、今後もこうした取組を通じ、緑の重要性や正しい知識について情報を発信していきます。</p>
西町公園について	63	<p>地域の貴重な公園として機能しているが、公園が整備された時点で工事が杜撰だったのか非常に水はけが悪く、わずかに雨が降るだけで草地はぬかるみになり数日間使用することが出来なくなる。公園がオープンした当初に植えられていた草木の多くが枯れ果ててしまい見る姿もない。夏場は草刈りの頻度が少ないため雑草が生い茂ってしまい遊びにくい。管理コストの問題はあるだろうが、対策を小出しにしないで一度しっかりした整備が必要ではないか。</p> <p>また障害者用の駐車場が利用できないようになっているのは何か理由があるのだろうか、そのために休日は公園の入り口に車を駐車する人もいる。運用方法に検討の余地があるのでは？</p>	<p>西町公園の地下には、東京都水道局の施設があることもあり、雨水が浸透しにくい構造となっておりますが、公園の改修にあたっては、排水性の向上について検討して参ります。</p> <p>除草については、年4回定期的の実施しておりますのでご理解ください。</p> <p>障害者用の駐車場については、実際に、障害者の方が利用しようとしたときに、健常者の方の駐車により利用できないといったことが発生しており、西町公園を利用される障害者の方々に、カギを個別にお貸しして利用していただいております。</p>
調布基地跡地について	64	<p>公園としての整備計画がどんどん先延ばしになっているのはどのような経緯があるのか、一体いつ整備を始めるのか？過去の計画を見てこの場所が公園となることを期待して転居してきた人もいるのに説明もなく計画を先延ばしにするのは問題ではないのか。しっかり情報公開してほしい。</p> <p>立ち入ることも出来ない状態で放置されているのは、せっかくの空間資産の浪費では。跡地全体を一気に整備することは予算的にも負担が大きすぎるのであれば、イベント的に月1回でも地域の人に内部を散策できるような機会を作るなど、段階を踏んで地域の人を巻き込みながら整備計画を練っていく事が必要ではないかと思う。</p>	<p>調布基地跡地留保地の整備については、平成27年2月に策定した調布市基本計画 施策27 基本計画事業No.98に記載のとおり、平成30年度より都市計画手続きに着手する予定です。</p> <p>整備にあたっては、広く、説明会、意見交換会などを開催する予定です。また、公園用地として考えている土地は、現在、国有地となっており、国が適切に管理しているものと考えます。</p>
パブリックコメントの実施について	65	<p>この再配置指針（案）は分量も多く、情報量も多いので、多くの人にとって極めて身近で大事な問題であるにも関わらず、100ページ近くもある全体を読み込んで内容を把握するのは困難ではないだろうか。そしてこのPDFをダウンロードした上でパブリックコメントをする人は極めて少数になるのでは？これで市の方針を公開して意見を募ったと言って実質的に何の効果があるのかはなはだ疑わしい。特に公園の利用頻度が高い、子育て世代やリタイヤ世代にもっとアプローチする方法を工夫する必要がある。</p>	<p>ご意見は、今後のパブリックコメント実施時の参考とさせていただきます。</p>

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。